

介護に関する各事業についてお知らせします



要支援・要介護認定者が受けられる介護保険サービスとは別に、市独自で実施している各事業についてお知らせします。なお、いずれの事業も事前の申請が必要です。

家族介護用品支給事業（通称：おむつ券）

- ◆**対 象 者**：紙おむつを必要とする住民税非課税世帯の、要介護3～5の人を在宅にて介護している人 ※施設入所中、入院中の人は除く。
- ◆**支給内容**：要介護3～5の人ひとりにつき、月1枚 5,000 円分の支給券（紙おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド、介護用おしりふきの購入に使えます。）

詳細はこちら



家族介護慰労金支給事業

- ◆**対 象 者**：在宅で、要介護4・5の人を介護している同居家族または近隣に居住し介護している人
- ◆**条 件**：申請日前に継続して6ヵ月以上、介護保険サービスを利用していないこと（7日以内のショートステイは除く）
- ◆**支 給 額**：要介護4・5の人ひとりにつき年5万円

詳細はこちら



いたわりの道整備事業

- ◆**対 象 者**：要介護3～5の人または身体障害者手帳1・2級を所持している人のいる住民税非課税世帯
- ◆**対象工事**：市道、私道、庭などの住宅の敷地内において、車イスやストレッチャーでの移動に支障がある区間の舗装工事
- ◆**補 助 額**：工事費の2分の1（上限50万円）

詳細はこちら



問い合わせ先

市役所福祉課介護係（内線243・244）

市内の介護・障がい施設職員の皆さまへ

奨学金返還支援制度の申請を受け付けています



市内の介護・障がい者施設における人材の確保、定着を図るため、在学中に奨学金を借り入れた職員の皆さんが返還した奨学金の一部を補助します。

- ◆**対 象 者**：①市内に所在する介護・障がい者施設に勤務している職員（居住地は問わない）
②市内に事業所を有する法人が運営する市外の施設に勤務している職員（本市に住民登録があること）
- ◆**補助内容**：①補助率…令和7年度中に返還した奨学金の2分の1以内
②限度額…ひと月あたり 12,000 円（年間最大 144,000 円）
- ◆**受付期間**：令和9年2月26日（金）まで

詳細はこちら



問い合わせ先

介護施設担当：市役所福祉課介護係（内線243）
障がい施設担当：市役所福祉課福祉係（内線212）

結婚新生活支援補助金を受け付けています



市では、若者の婚姻に伴う新生活を支援するため、結婚新生活支援補助金を交付しています。ご自分の世帯が対象となるか、お気軽にご相談ください。

対象世帯（全てに該当すること）

- ①令和8年1月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに婚姻した夫婦であること
- ②申請時に夫婦の双方または一方が、下表の住居費の対象となっている市内の住居に住民登録し、居住していること
- ③婚姻日において、夫婦の双方が39歳以下であること
- ④令和7年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること
- ⑤市税の滞納がないこと
- ⑥県が実施する結婚、妊娠、出産、子育てに関するセミナー「ライフプランセミナー」を受講していること

ライフプランセミナーの詳細はこちら



◆対象経費

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間に支払った下記の経費

住居費	物件の購入費、建築費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれらに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料
リフォーム費用	住宅の機能の維持、向上を図るために行う、修繕、増築、改築にかかる費用
引越費用	引越業者または運送業者への支払いにかかる費用

◆補助金額

婚姻日において、夫婦双方の年齢が29歳以下の場合	上限60万円／世帯 + 10万円（県独自上乗せ補助）
婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下で、上記以外の場合	上限30万円／世帯

◆“いきいき”岩手結婚支援サポートセンター「i-サポ」の入会登録料を市が負担します

i-サポでは、結婚を希望する独身男女の出会いの支援のため、会員登録制によるマッチング（お見合い）や出会いイベントの情報提供などを行っています。市では、i-サポへの新規入会の際の登録料を負担しています。詳細は、次の二次元バーコードからご確認ください。

詳細はこちら



問い合わせ先

市役所企画政策課政策広報係（内線333）

提出は8月中にお願いします

8月は児童扶養手当（ひとり親等）の現況届提出月です



児童扶養手当の現況届は、今後1年間（令和8年8月から令和9年7月まで）の受給資格を確認するものです。現況届が未提出の人は支給停止となりますので、対象の人は必ず届け出をしてください。

※令和7年度の手当が支給停止になっている人も、現況届の提出が必要です。

◆**提出期限**：8月31日（月） ※受付時間は午前8時30分～午後5時15分（平日）

◆**提出場所**：市役所2階子ども未来課

◆持参するもの

①現況届用紙②児童扶養手当証書（令和7年度受給者のみ）③世帯員調書④養育費等に関する申告書（0円の場合でも要提出）⑤一部支給停止適用除外事由届出書⑥控除対象扶養親族に関する申立書 ※④～⑥は該当者のみ

提出・問い合わせ先

市役所子ども未来課子ども家庭係（内線252）